

平成 29 年 1 月 30 日  
都 市 局  
まちづくり推進課

## 北斗開発株式会社の民間都市再生整備事業計画を認定

国土交通省は平成 29 年 1 月 30 日、都市再生特別措置法第 63 条第 1 項の規定に基づき、平成 28 年 12 月 27 日付けで北斗開発株式会社から申請のあった民間都市再生整備事業計画（新函館北斗駅前地区第一街区新函館北斗駅前ビル計画）について、同法第 64 条第 1 項の規定により認定しました。

本事業計画は、昨年度末開業した北海道新幹線新函館北斗駅前において、土地区画整理事業により整理された市有地を賃借して商業施設、ホテルを整備することにより、都市拠点の創出と地域の活性化を図ることを目的とするものです。なお、事業の概要は以下のとおりです（詳細は別紙参照）。

- ・ 事業者 北斗開発株式会社
- ・ 事業の名称 新函館北斗駅前地区第一街区新函館北斗駅前ビル計画
- ・ 事業施行期間 平成 28 年 2 月 20 日～平成 29 年 2 月 1 日
- ・ 事業区域 北海道北斗市市渡 1 丁目 1-7 他

[参考] なお、計画の認定を受けた民間事業については、次の措置を活用できることとされています。

- ・ 民間都市開発推進機構による金融支援（同法第 71 条）

<本件に対する問い合わせ先>

国土交通省 都市局 まちづくり推進課 担当：高<sup>たかくわ</sup>葉、奥田、佐野

電話：03-5253-8111(代表)(内線 32-542, 30-614, 32-544)

03-5253-8127(直通)

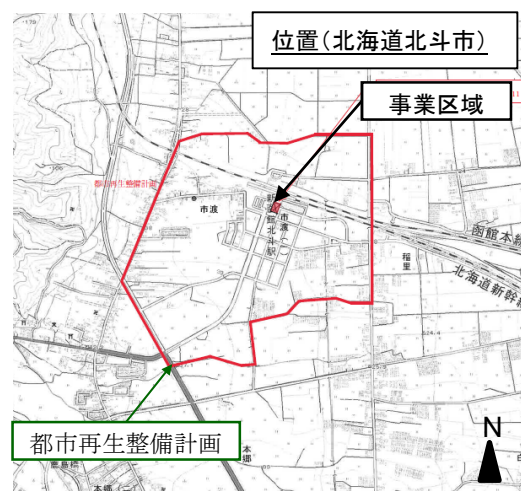
F A X : 03-5253-1589

## 民間都市再生整備事業計画の内容の公表

1. 認定年月日 平成 29 年 1 月 30 日
2. 申請事業者の名称 北斗開発株式会社
3. 都市再生整備事業の名称 新函館北斗駅前地区第一街区新函館北斗駅前ビル計画

## 4. 都市再生整備事業の目的

当事業は、昨年度末開業した北海道新幹線新函館北斗駅前において、土地区画整理事業により整理された市有地を賃借して商業施設、ホテルを整備することによる都市拠点の創出と地域の活性化を目的としている。



5. 事業施行期間 平成 28 年 2 月 20 日 ~  
平成 29 年 2 月 1 日

## 6. 整備事業区域

(1) 位置 北海道北斗市市渡 1 丁目 1-7 他

(2) 面積 2,968.91 m<sup>2</sup>

## 7. 建築物及びその敷地並びに公共施設の整備に関する事業の概要

## (1) 建築物の建築面積等

建築物番号	階数	建築面積	延べ面積	敷地面積	延べ面積の敷地面積に対する割合	建築面積の敷地面積に対する割合
1	地上6階	1,496.66m <sup>2</sup>	6,256.41m <sup>2</sup>	2,968.91m <sup>2</sup>	210.73%	50.41%
2	地上1階	15.00m <sup>2</sup>	15.00m <sup>2</sup>	2,968.91m <sup>2</sup>	0.50%	0.50%
合計	—	1,511.66m <sup>2</sup>	6,271.41m <sup>2</sup>	2,968.91m <sup>2</sup>	—	—

## (2) 建築物の構造方法、設備及び用途

## 〔建築物番号 1〕

- ・ 構造 鉄筋コンクリート造
- ・ 設備 電気設備、給水設備、冷暖房設備、消火設備 等
- ・ 用途 商業施設、ホテル

## 〔建築物番号 2〕

- ・ 構造 鉄筋コンクリート造
- ・ 設備 給水設備

- ・ 用途 ゴミ庫

(3) 公共施設の種類・規模等

- ・ 道路 515.97 m<sup>2</sup>

8. 事業スケジュール

平成 28 年 2 月 20 日 工事開始

平成 29 年 2 月 1 日 工事完了

平成 27 年度				平成 28 年度			
4	7	10	1	4	7	10	1
基本設計、実施設計、建築確認申請等							
			着工	本工事			竣工

■ イメージ



■ 概要図

